

2020年3月26日

国立大学法人東北大学

人事労務担当理事 下間 康行 殿

国立大学法人東北大学職員組合

執行委員長 片山 知史

石寄・山中総合法律事務所との契約が行われた経緯についての質問

去る12月16日の団体交渉で、本学が石寄・山中総合法律事務所（以下、同法律事務所。）と契約するに至った経緯について、下間理事から「課長からある程度の説明があったが、それも不正確だし、どこまで明らかになるはわからないが、調べて示す。」「私自身が説明する材料を持ち合わせていないし、契約の経緯は確認し、わかる範囲で示したい。」と述べられたことを踏まえて、下記の点について、明らかにされるようお願いいたします。

1. 同法律事務所をいつ、誰が選定したのか。また、選定の理由は何か。
2. 同法律事務所は、本学との契約以前に他の国立大学法人（または私立大学）での業務実績はあったのか。選定に際してそれを調べたか、考慮したか。
3. 2016年2月の最初の無期転換方針は、東北大学内部で策定されたものと理解して良いか。外部法律専門家の助言はあったのか。あったのであれば、どの法律事務所からか。
4. 2016年9月の改訂方針の策定にあたって、同法律事務所の関与はあったのか。あった場合、どのような助言を受けたのか。
5. 2017年1月方針は、同法律事務所の全面的な関与のもとに策定されたと組合は理解しているがどうか。とくに無期雇用化を労働契約法第18条の適用ではなく、限定正職員制度によって行うこととした点について、同法律事務所の関与はどのようなものであったか。
6. 今後も同法律事務所との関係を続けることが、東北大学にとってメリットがあるか。また、その理由は何か。

以上